

掲示文書一覧(市長分)

令和7年9月30日

種別	番号	題名	主管課
規則	46	姫路市火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則	警防課
規則	47	姫路市市税条例施行規則の一部を改正する規則	主税課
告示	491	公募対象公園に係る公募設置等計画の認定について	公園緑地課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市規則第 46 号

令和 7年 9月 30日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則

姫路市火災予防条例等施行規則（昭和37年姫路市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「当該行為を実施する日の前日」を「次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める日」に改め、同号に次のように加える。

ア 姫路市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成17年姫路市条例第76号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により届出を行う場合 当該行為を実施する日の3日前

イ アに掲げる方法以外の方法により届出を行う場合 当該行為を実施する日の前日

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

姫路市規則第 47 号

令和 7年 9月30日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市市税条例施行規則の一部を改正する規則

姫路市市税条例施行規則（昭和47年姫路市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条から第7条までを次のように改める。

第4条から第7条まで 削除

第14条第1項の表(15)の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第16条の2の規定により委託を受けた納税者又は特別徴収義務者から提供されたこの規則による改正前の第4条の規定に該当する有価証券の取扱いについては、なお従前の例による。

姫路市告示第 491号

令和 7年 9月30日

姫路市長 清 元 秀 泰

公募対象公園に係る公募設置等計画の認定について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項の規定により、公募対象公園に係る公募設置等計画が適当である旨の認定をしたため、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

記

- 1 認定計画提出者
イオンリテール株式会社
代表取締役 古 澤 康 之
- 2 認定をした日
令和7年9月30日
- 3 認定の有効期間
公募対象公園施設の工事着手の日から20年間
- 4 指定した公募対象公園施設の場所
飾磨中央公園内の指定場所（別紙のとおり）



公募対象公園施設